

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-001
2021 年 5 月 6 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

設工認申請の設計の進め方について

令和 3 年 5 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. 目的	1
2. 設計手順	1
3. 設計の対象設備	1
4. 設計手順の考え方	1
4. 1 要求事項の整理	1
4. 2 事業の変更許可の整理	1
4. 3 設備の重要度（機器グループ）の設定	2
4. 4 適合性確認対象設備の選定	2
4. 5 詳細設計の実施	2
4. 6 設工認申請書の作成	2
5. 申請書の補足説明事項の整理	3
6. 補足説明資料のつながり（参考）	3
7. 関連資料	3

1. 目的

本資料は、リサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）を構成する設備について、燃料貯蔵規則第四条に基づく設計及び工事の計画の変更認可申請を行うための設計の進め方を説明するものである。

2. 設計手順

設計については、第2-1図に示す設計手順の通り実施する。各設計手順の考え方については、「4. 設計手順の考え方」に示す。

3. 設計の対象設備

設計の対象設備は、事業の変更の許可に基づく基本設計に引き続き、その基本設計を実現する適合性確認対象設備とし、具体的には、実用炉工認手続きガイドに準じた構築物や機器を単位とする。

4. 設計手順の考え方

設工認申請書を作成するため、以下に示す品質マネジメントシステムに従った各設計手順の考え方に基づき、適合性確認対象設備を抽出し、設工認の申請書を作成する。

4. 1 要求事項の整理

許可基準及び同解釈並びに技術基準規則及び同解釈を整理し、申請書に記載すべき設備等を明確化する。

4. 2 事業の変更許可の整理

事業の変更許可と整合した詳細設計を行うため、事業の変更許可内容のうち設工認への反映事項を整理する。

4. 3 設備の重要度（機器グループ）の設定

適合性確認対象設備の重要度（機器グループ）に応じて設計内容を設工認申請書に記載するため、施設を構成する設備について、基本的安全機能への影響の程度に基づき設備の重要度（機器グループ）を設定する（第4. 3-1図）。

4. 4 適合性確認対象設備の選定

- (1) 施設の基本設計を踏まえて技術基準規則の機能要求に対応する設備を抽出し、適合性確認対象設備を整理する。
- (2) 上記対象設備について、技術基準要求との関係性^{*1}、重要度（機器グループ）及び設計分類^{*2}を整理して、申請書の「施設と条文の対比一覧表」に記載する。

※1：基本的安全機能の条文の直接要求，基本的安全機能に影響を与える等の定義に基づく分類とその判断根拠の整理

※2：耐震クラス，既設新設の種別

（関連資料1）

4. 5 詳細設計の実施

- (1) 基本設計方針の作成（設計1）^{*3}

施設と条文の対比一覧表に基づき、技術基準規則の条文毎に要求事項に対する設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

- (2) 詳細設計の実施（設計2）^{*3}

適合性確認対象設備の技術基準適合性を確保するために詳細設計を実施するとともに必要な評価を行う。

※3：設工認申請書添付書類2「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」における設計1，設計2を示す。

4. 6 設工認申請書の作成

設計1及び設計2の結果に基づき、整理した重要度（機器グループ）に応じた記載方法に従って設工認申請書に記載する。

- (1) 先行事業者の審査で得られた最新の審査の知見及び行政相談で示された規制庁の見解に基づき、分割申請を考慮した申請書の構成を整理する。
- (2) 設備の重要度（機器グループ）に応じた申請書の記載方法（記載箇所と記載事項の詳細度^{*4}）を整理する。
- (3) 申請書の記載事項の構成並びに設備の重要度（機器グループ）に応じた申請書の記載方法及び記載事項の詳細度に基づき、設計1及び設計2の

結果を用いて申請書に記載する。

※4：審査の進め方や行政相談で示された規制庁見解に基づく具体的な記載内容やその詳細度

(関連資料 2, 4)

5. 申請書の補足説明事項の整理

- (1) 「4. 設計手順の考え方」を踏まえて、先行事業者の補足説明の実績や添付書類には記載されていない運用方法や、詳細設計のより詳しい説明が必要な事項を抽出する。
- (2) 抽出した補足説明する事項を補足説明資料として整理する。
- (3) 設計1及び設計2の結果等に基づき補足説明資料を作成する。

(関連資料 3)

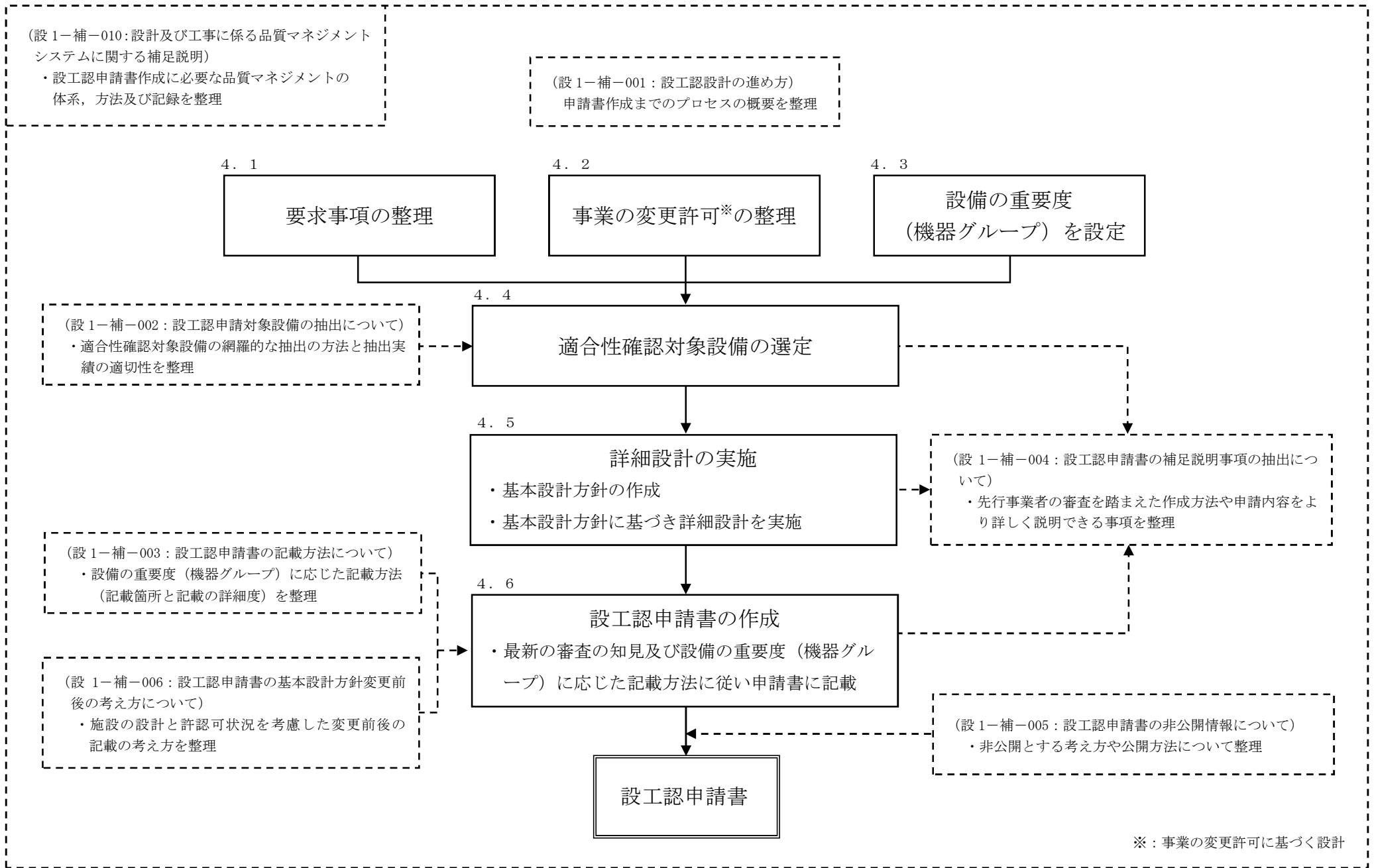
6. 補足説明資料のつながり (参考)

設計の適切性を説明するために作成する補足説明書のつながりを第6-1図に示す。

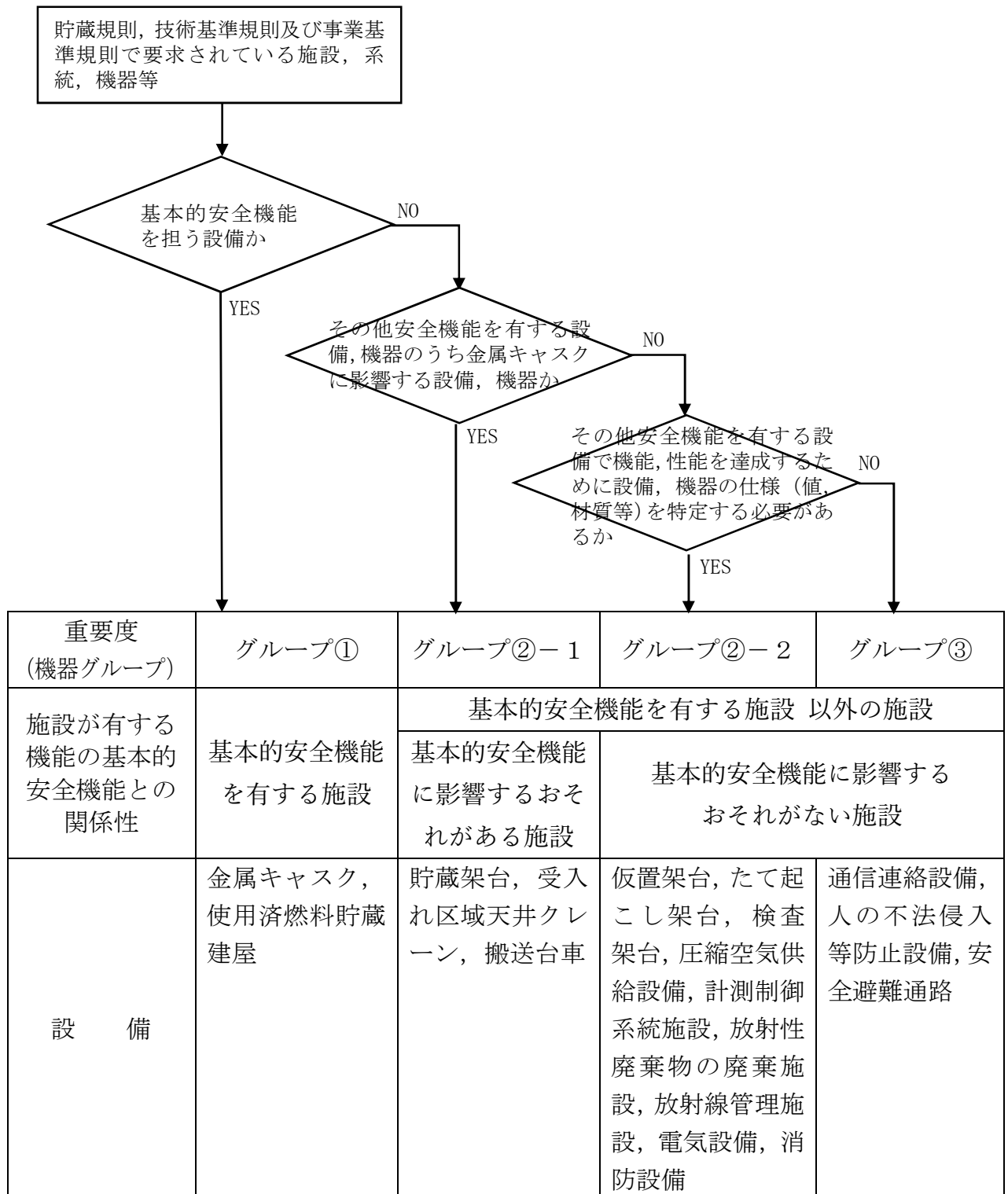
7. 関連資料

- (1) 設1-補-002：設工認申請対象設備の抽出について
- (2) 設1-補-003：設工認申請書の記載方法について
- (3) 設1-補-004：設工認申請書の補足説明事項の抽出について
- (4) 設1-補-006：設工認申請書の基本設計方針変更前後の考え方について
- (5) 設1-補-010：設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する補足説明

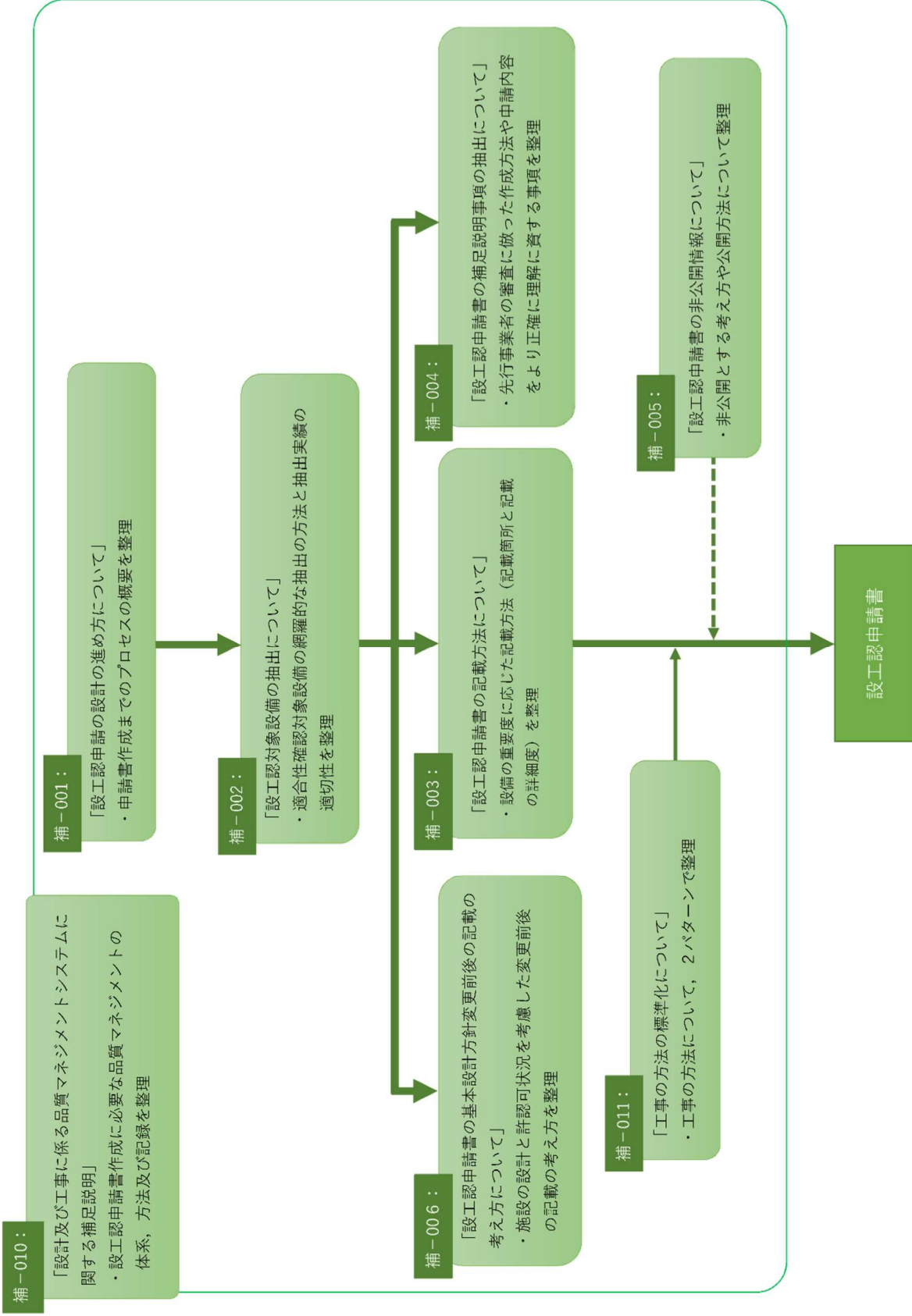
以 上



第 2 - 1 図 設工認の設計手順の考え方



第4. 3-1 図 設備の重要度（機器グループ）の設定方法



第6-1-1 図 設工認申請書の補足説明資料のつながり